

総務省では、平成22年4月20日から平成22年5月19日までの間、次期の電波利用料に関して広く意見募集を実施した。

この結果、全68者(携帯事業者等6者、通信事業者(携帯事業者等を除く)4者、放送事業者19者、その他の事業者(メーカー等)6者、団体17者、国及び地方公共団体9者、個人(大学、アマチュア無線局免許人等)7者)から意見があった。主な意見は以下のとおり。

1. 電波利用料の使途及び予算規模について

(1) 総論

① 使途

【現状維持、概ね適切、拡大すべきでない】

- ・電波利用料の使途については、現行の電波法103条の2 第4項の枠組みを維持すべき。 [携帯事業者等1者]
- ・「電波利用共益費用」として電波法に限定列挙されている使途は概ね適切。 [放送事業者2者、団体1者]
- ・現状よりも使途の拡大とならないことを要望。 [携帯事業者等1者] 同旨他1者

【項目を見直すべき】

- ・既存の使途についても支出の実績を踏まえ、必要性を見直すべき。 [通信事業者1者、団体1者] 同旨他1者

【必要最小限とすべき】

- ・使途を必要最小限に限定すべき。 [通信事業者1者、団体1者]

【その他】

- ・使途と運用については、受益者である免許人をはじめ国民の意見等を反映できる透明な決定プロセスを設け、合理的な理由の確保が必要。 [携帯事業者等1者]
- ・使途を追加する際には、その使途が真に電波利用共益費用の定義に即したものであるかを厳密に精査し、その費用を負担する免許人のコンセンサスの取得が必要。 [通信事業者1者]

② 予算規模

【現状維持、概ね妥当、拡大すべきでない】

- ・電波利用共益費用に対する免許人の応分な負担は前提であるが、予算規模拡大は免許人の負担の増加となるため、予算規模の現状維持が適当。 [携帯事業者等] 同旨他2者
- ・現在の予算規模は概ね妥当なものであるが、可能な限り、今後も縮減に努めるべき。 [放送事業者2者、団体1者]
- ・現状よりも予算規模の拡大とならないことを要望。 [携帯事業者等1者] 同旨他4者

【抑制すべき】

- ・電波利用料の総額・予算規模については、いたずらに費用が拡大しないよう、内容について十分精査し、規模を抑制する努力が必要。 [放送事業者3者] 同旨他3者

【適正化すべき】

- ・電波利用料の使途をより一層明確化するとともに、実施内容の更なる効率化、及び新たな電波利用の技術進歩を踏まえることにより、予算規模の適正化を図るべき。 [通信事業者1者] 同旨他2者

【必要最小限とすべき】

- ・事業の無駄を省き国が関与する事業の最小限化を図ることにより、予算規模を必要最小限かつ国際水準並みに適正な規模とすべき。これにより最小限の電波利用料でやるべきこと、一般財源でやるべきことの区別を再検討すべき。 [放送事業者1者] 同旨他1者

「電波利用料制度に関する専門調査会」意見募集の結果概要(2/6)

③歳入歳出の差額

- ・今年度の歳入が712億円に対し歳出が622億円となっており、歳入全てが電波利用共益事務への確実な歳出に充てられるべき。
[携帯事業者等2者、通信事業者1者、団体1者] 同旨他1者
- ・平成22年予算では歳入が歳出を90億円上回っているが、歳入が超過した分は料額の引き下げを行うか、地デジの後年度負担の償還に充当し、かつ翌年以降の電波利用料の引き下げ原資とすべき。
[携帯事業者等1者] 同旨他3者

④その他

- ・電波利用共益費用に対する免許人の負担という趣旨を堅持して、電波利用料はもっぱら電波利用共益費に使用すべき。
[携帯事業者等1者] 同旨他2者
- ・電波利用料制度の在り方や性格等については、制度化以降、検証と見直しの場が設けられてきており、電波の経済的価値の係数を料額に組み入れる等、電波利用の対価を負担する仕組みが反映されている。
[携帯事業者等1者]

(2) 各論

①地デジ対策

- ・「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」事業は、新たに130MHz幅の周波数帯が創出され、放送業務だけでなく通信など他の業務を含めた無線局全体の受益にかなうものであることから、用途として適切であり、平成23年度以降も継続されることを要望。
[放送事業者3者]
- ・国策である地上放送のデジタル化の受益者は国民全体であり、その環境整備や支援に平成23年度以降も巨額の費用が必要となることから、「地上デジタル放送総合対策」としては十分かつ適正な規模の予算確保を図るべき。
[放送事業者4者] 同旨他1者
- ・「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」事業後は、同事業分の予算は他の用途に振り分けるのではなく、料額の減額に充てるべき。
[団体3者] 同旨他1者

②研究開発、技術試験事務、電波監視、周波数再編、電波の安全性、混信対策

- ・電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点、及び電波技術に関する国際競争力確保の観点から、「電波技術に関する基礎的研究の充実強化」、「今後、新たな市場拡大が予想される分野の研究開発、普及支援」等に活用する電波利用料の用途を要望。
[通信事業者1者] 同旨他2者
- ・研究開発について概ね5年以内に実用化が認められる基礎的開発であることは引き続き遵守すべき。
[携帯事業者等1者]
- ・国際競争力を高める観点、周波数の逼迫を根本的に解決する観点から、275GHz以上3THzまでのテラヘルツ波を利用したICTの研究開発やコンソーシアム形成に電波利用料を使用すべき。
[個人1者]
- ・昨今の周波数の逼迫状況を踏まえると、周波数の共同利用を促進する技術等(研究開発成果の実証試験等を含む)の「電波資源拡大のために研究開発」や「電波監視」に重点的に配分すべき。
[通信事業者1者] 同旨他1者
- ・周波数再編に伴うシステム間干渉に関する技術基準策定の際の机上検討について、より稠密な周波数運用を行うためには、必要に応じてフィールドでの検証試験を行うことが有効。
[携帯事業者等1者]
- ・電波の生体への影響に関してはWHOの研究課題に沿った国等の公的機関による研究の積み重ねが重要であり、電波利用料の適用による継続的研究が必要。
[携帯事業者等1者] 同旨他2者
- ・TV等の受信、共聴設備から通信・放送へ与える干渉対策等、既に普及している受信専用設備への干渉あるいは同設備からの干渉が発生した場合の措置、対策等を用途とすることを検討すべき。今後の防止に向けた技術基準作りや規制等の在り方についても検討が必要。
[携帯事業者等1者] 同旨他1者

「電波利用料制度に関する専門調査会」意見募集の結果概要(3/6)

③携帯電話エリア整備等のデジタル・ディバイド対策

- ・今後の条件不利地域におけるエリア化はユーザが少なく収支が厳しい状況となることが想定され、エリア化に当たって事業者の負担が軽減できるよう今後も継続して補助金交付が必要。 [携帯事業者等1者] 同旨他1者
- ・国民のICT利用機会の拡大に向け、WiMAXのようなブロードバンドワイヤレスインフラの促進、拡充にも用途を拡大すべき。 [携帯事業者等1者、団体1者] 同旨他1者

④ホワイトスペースの利活用の促進

- ・電波の適正な利用の確保や、有効利用促進や電波資源拡大のため、ホワイトスペース活用など電波の有効利用促進策の推進等研究開発関係へ配分強化されるべき。 [団体1者] 同旨他1者

⑤その他

- ・中波ラジオにおいては、昨今、特に人口の密集した都市部において受信困難な空間が確実に増加しており、VHF帯のマルチメディア放送においても地上デジタルテレビ放送と同様に受信困難なエリア、空間が生じることが想像され、今後、受信環境の整備を実施するための制度整備を期待。 [放送事業者1者] 同旨他2者
- ・消防救急無線や防災無線などの住民の安全安心にかかる通信設備の周波数移行、デジタル化等を支援する補助制度の創設を要望。 [地方公共団体1者] 同旨他2者

2. 電波利用料の料額について

(1) 総論

- ・帯域と個別免許の二重の支払い方法を改め、帯域利用料に一本化し、周波数の有効利用を促進するインセンティブが機能する環境を作るべき。 [携帯事業者等1者]
- ・基地局毎の負担と帯域毎の負担の2本立てから帯域毎の負担に一本化するかどうかは、帯域毎のみの負担は携帯電話市場に参入してこれからエリア整備を行う新規参入者にとっては負担が厳しい制度であるため、例えば売上に応じた利用料負担等、事業規模に応じた負担も検討すべき。 [携帯事業者等1者]
- ・電波利用共益費用という性格に合致した適切な用途が維持できるよう、3年毎に料額等の検討を加えたとの現行法制度は適当。 [携帯事業者等1者]
- ・電波利用機器の全てから利用料を徴収することが原則であり、公平で合理的な負担の在り方(料額や料率、徴収コスト等を踏まえた全体最適化の考え方)の観点で継続的に検討すべき。 [携帯事業者等1者]

「電波利用料制度に関する専門調査会」意見募集の結果概要(4/6)

(2) 各論

①低出力基地局の料額

- ・低空中線電力のフェムトセル基地局は、包括免許の対象となることから通常の基地局に比べ、料額の引き下げを要望。 [携帯事業者等2者]
- ・マイクロセル方式の基地局は電波の利用効率が高いが、基地局数が多くなるため、低出力の基地局については料額に配慮するなど基地局の料額負担を軽減する方式を検討すべき。 [携帯事業者等1者]

②携帯電話端末等の料額

- ・情報家電、自動車及び産業機器への携帯端末(モジュール)の搭載の拡大が想定され、携帯電話端末の料額の引き下げを要望。 [携帯事業者等1者]
- ・組込み型端末、モジュール型端末等の無線局では、一无線局の電波利用頻度が従来型無線局よりも格段に低くなるため、利用状況を反映する公平で合理的な料額の算定方法を検討することが必要。 [携帯事業者等1者] 同旨他2者

③テレビ局の料額(放送事業者からの意見)

- ・「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」事業は、新たに130MHz幅の周波数帯が創出され、放送業務だけでなく通信など他の業務を含めた無線局全体の受益にかなうものであることを踏まえ、当該用途は無線局全体で均等に負担すべき。 [放送事業者3者]
- ・「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とする用途であるため、これを放送事業者の負担割合と結び付けて議論することは不適切。 [放送事業者7者、団体1者]
- ・携帯電話事業では、利用者が購入した携帯電話端末に電波利用料が課されるため、契約料を通じて広く利用者が負担している一方、放送事業においては電波利用料は送信側すなわち放送事業者のみが負担しており、放送と携帯電話の電波利用料負担がアンバランスではないかとの指摘は、こうした構造を無視した考察であり、適切さを欠くもの。 [放送事業者9者、団体1者]
- ・電波利用料の料額の算定や周波数の割当てに関して、単純な経済効率性を持ち出して議論することは適切ではない。放送には公共性や文化性、災害時のライフラインや報道・言論機関としての社会的役割などがあり、そうした機能を十分に認識し、「公平・適切な電波利用料や周波数の割当てとは何か」について判断すべき。 [放送事業者2者] 同旨他6者
- ・法令で定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案し、放送の特性係数は1/4とされており、適切な措置であり、今後も維持することが不可欠。 [放送事業者7者、団体1者]
- ・地上テレビ放送のデジタル化により、地上テレビ放送事業者は合計130MHzの周波数帯域を返還するため、平成23年以降は平成22年と比べ、地上テレビ放送の電波利用料負担額は大幅な減額となるべき。 [放送事業者10者、団体1者]

④テレビ局の料額(放送事業者以外からの意見)

- ・移動体通信事業は今では国民の生活に不可欠なものとなり、また、緊急通報の提供、災害時における国民の生命、身体の安全に寄与する等放送事業と同じく大きな公共性を有しており、電波利用の受益者である免許人に広く負担を求める電波利用料の趣旨を踏まえて、公平な負担の在り方について検討を要望。 [携帯事業者等1者] 同旨他3者
- ・料額算定を通信はMHz単位、放送は空中線電力単位で行っているが、通信の方式に統一し、MHz単位の帯域利用料に改定すべき。 [携帯事業者等1者]
- ・電波の効率的な使用を促進する通信・放送の融合化の中では、特性係数を廃止すべき。 [携帯事業者等1者]
- ・通信と放送の公共性の観点に差はなく、受益と負担のバランスを考慮すると、無線システム毎の特性係数の効果の再検証を行い、必要に応じて廃止を含めて検討すべき。 [携帯事業者等1者]
- ・地上デジタル放送推進総合対策が総額2000億円にまで増加しており、放送事業者の受益も拡大している以上、その電波利用料の増額と放送事業者に適用されている加算料額に関し、アナ変対策の実施期間内から総合対策費用の後年度負担償還年度まで延長する等の受益に見合った新たな負担の再検討が必要。 [携帯事業者等1者]

「電波利用料制度に関する専門調査会」意見募集の結果概要(5/6)

⑤地デジ難視聴対策用ギャップフィルターの料額

- ・地上デジタルテレビ放送の難視聴解消のために地方自治体、共聴組合が設置するギャップフィルターに係る電波利用料については、平成22年度以降も地上テレビジョン放送局の経過措置を継続し、値上げにならないように、あるいは徴収しないようにすべき。 [地方公共団体4者] 同旨他3者

⑥ラジオ局の料額

- ・ラジオ放送が、「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられた上で、公共性を勘案した特性係数を1/4としている点については、適切で妥当な措置であり、今後もこの考え方を維持すべき。 [放送事業者4者] 同旨他2者

⑦衛星局の料額

- ・無線局免許の条件が同一である場合には、料額の増額率が用途の増額率を超えない等の増額を制限する仕組みを導入や料額算定基準の見直しによる6GHz以下を使用する人工衛星局の料額の低減を要望。 [通信事業者1者]
- ・人工衛星局については、同一軌道で人工衛星を更改する場合、同一周波数を同時利用することは不可能であるため、期間の途中で無線局を廃局した場合はその期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を要望。 [通信事業者1者]
- ・超小型低軌道衛星の電波利用形態を考慮して、人工衛星局の電波利用料については、より細かな粒度の使用帯域幅(10~100MHz)に応じた帯域課金や、衛星の通信可能時間に応じた料額体系の導入を検討すべき。 [その他の事業者2者]

⑧固定局の料額

- ・採算の難しい離島・山間部のエリアへのルーラル加入者無線、マイクロ固定局、地球局等を用いたり、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えており、都市部と比べ需要も極めて低く、法令等に基づく責務のある無線局であることから、引き続き減免措置を含め、現行の利用料額の据え置き、あるいは減免措置の適用拡大を含めた値下げを要望。 [通信事業者2者]

⑨マルチメディア放送の料額

- ・207.5MHz以上222MHz以下の移動体向けマルチメディア放送は、国民のニーズに適合した健全な放送であり、公共福祉の増進に繋がる環境を提供するものであり、利用目的から既存放送事業者と同様な負担額の配分における特性の勘案をするとともに、新規事業者であることから市場の醸成期間を考慮した電波利用料とするべき。 [その他の事業者1者] 同旨他1者
- ・アナログ放送の終了が前提であるため、電波利用料の発生する起算日はそれ以降であるべき。 [その他の事業者1者]

⑩ホワイトスペースへの電波利用料の賦課

- ・放送帯域のホワイトスペースの利用者からも帯域の電波利用料を徴収すべき。 [携帯事業者等1者]
- ・ホワイトスペースの利活用に当たっては、既存の利用者とその周波数帯を新たに利用しようとする者の間の電波利用料の考え方の整理が必要。

[放送事業者1者]

「電波利用料制度に関する専門調査会」意見募集の結果概要(6/6)

⑪ 免許不要局への電波利用料の賦課

- ・負担の公平性を確保する観点から、免許不要局等からの徴収の実現を検討すべき。 [通信事業者1者]
- ・免許不要局については、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどなく、また、周波数帯の品質が保証されず、排他的権利も有していないなど受益も間接的であり、免許不要の電波活用は今後新たな電波利用による新産業創出の要となることも推察され、従来どおり非徴収とすべき。
[その他の事業者1者、団体2者] 同旨他1者
- ・免許不要局からの電波利用料の徴収は欧米等の諸外国では行われておらず、諸外国から強い反発が予想されることから、徴収すべきではない。 [団体1者]

⑫ その他

- ・SIM方式と同様に、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料の徴収は廃止すべき。 [携帯事業者等1者]
- ・他システムへの干渉を回避するため、利用できる範囲が屋内に限られており、事実上屋外では利用できない等の運用が制限されている周波数帯の電波利用料の軽減を考慮すべき。 [通信事業者1者]
- ・アマチュア無線局の電波利用料は免除すべき。 [個人1者]

3. その他措置すべき点について

- ・オークションの導入に関しては、現行の電波利用料制度との関係を明確にし、電波利用コストが電波利用サービスのコストになることを示した上で国民の意見を傾聴しながら、慎重に議論することが肝要。 [携帯事業者等1者] 同旨他1者
- ・オークションは導入すべきではない。 [携帯事業者等1者]
- ・既存のサービスに利用されている周波数帯については、オークションを実施するようなことがあれば、サービスの提供を受けている利用者の料金が大幅に上昇する恐れがあるため、オークション制度には馴染まない。新規に利用を開始する周波数帯へのオークション制度の導入についても、過度な競争が招く利用者への悪影響等を踏まえ、慎重に検討すべき。 [通信事業者1者]
- ・次期の電波利用料の見直しにあたっては、過去の審議を十分尊重したうえで検討を行うべきであり、ゼロベースの議論は避けるべき。 [放送事業者1者、団体1者]
- ・携帯電話事業者が納入する電波利用料額を事業者が加入者に発行する明細書内訳に記載させるための措置を検討・実施するとともに、電波利用料について、事務・管理費用充当分とそれ以外の収支を分離し、「透明かつ公正な電波利用料制度」の実現方策を検討・報告することを要望。 [個人1者]
- ・広域専用電波の利用料については、現在の年額を一括前納する方式から、月単位での納付も可能とすべき。 [携帯事業者等2者]
- ・徴収コスト、負担の公平化、滞納防止を図るため、電波利用料は無線局免許(再免許を含む。)の際に、免許期間分を前納させるよう変更すべき。 [個人1者]